

行動指針 (ver. 8)

入構許可の条件と活動				授業等				学部生の課外活動				教員の出張				会議・会合・イベント			
段階	教員	大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生	学部生・学部研究生	キャンパス内行動・範囲	申請方法	段階	授業等	段階	学部生の課外活動	段階	教員の出張	段階	会議・会合・イベント	段階	事務窓口				
5	入構禁止。在宅での教育・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、学部生への申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置について は「感染防止措置要領」で確認	事前に学科長、学部長に申請、許可を得る。当日の申請は「緊急の場合（機器の故障など）」を除き認めず、必ず教員を通して行う。	5	遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内（キャンパス、農場など）あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。	● 認めない。	5	● 出張は認めない。	5	● 遠隔のみ。	5	● 行なわない。					
4	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業の準備を目的とする短時間の立ち入りを申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業の準備を目的として、大学院博士後期課程最終年度生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学部長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	4	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内（キャンパス、農場など）あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。 ● ただし、資格取得のための学外における個別実習は申請により、許可することがある（担当教員→学部長→学部長）。	● 認めない。	4	● 緊急事態宣言対象地域を出入りする出張は禁止とする。 ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対象地域を出入りする出張は、禁止とする。 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿泊の有無を問わざるを得ない場合、 ● ただし、出張先からの要請が強く、オンラインでの業務や参加ができる場合かつ研究継続あるいは業務上、所轄長が必要と認めた場合は申請（学長）により許可することができる。 ● 学生はかの同行は認めない。	4	● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職員による小規模な会議・会合（飲食不可）を行うことができる。	4	● 原則行なわない。					
3	※ 6月17日より事前の「入構申請」は必要としないことになりました。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程最終年度生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業準備を加えて、大学院博士後期課程最終年度生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学部長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	3	● 遠隔授業、遠隔による綿密な連絡・指導を強く推奨する。 ● ただし、入構が認められた大学院生の研究（実験）指導を学内で行うことができる。 ● また、資格取得のための学外における個別実習は申請により、許可することもある（担当教員→学部長→学部長）。 ● それ以外の学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。	● 認めない。	3	● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職員による会議・会合（飲食不可）を行なうことができる。 ● 申請により学外者の入構と参加を認めることができる（飲食不可、主催者→学部生など）	3	● 原則行なわない。							
2	※ 6月17日より事前の「入構申請」は必要としないことになりました。	十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔授業準備に加え、研究、さらに、大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持そのための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置（別紙参照）をとることを前提に、以下の2段階で順次認める。 ● 2-① ● 2-②	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学部長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	2	● 遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、大学院生に対する研究（実験など）指導を行うとともに、申請により、宿泊をともなう調査などを学内外で実施することができる（担当教員→学部長・専攻主任→学部長→委員長）。	● 学部生に対するすべての対面による教育活動は行わない。	2	● 原則認めない。 ● ただし、学外における活動で、感染防止措置が確実に取れる場合は、申請（学生部長）により許可することがある。 ● 大学院生の同行は極力避けるが、やむを得ない場合は保護者の了解を得る。 ● 監督者は必ず同行する。	2	● 遠隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職員による会議・会合（飲食不可）を行なうことができる。 ● 学部生の同行はできない。	2	● 十分な感染防止措置をとることを前提に窓口業務を行う。					
1	● 1-① 十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、教育および研究活動、院生、研究員、卒業年次生の研究指導を実施することができる。	● 1-① 十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程・博士前期課程（修士）、博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	● 1-① 十分な感染防止措置（別紙参照）をとることを前提とし、指導教員の申請により卒業年次生および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	● 1-① 十分な感染防止措置（別紙参照）をとることを前提として、指導教員の申請により卒業年次生および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	● 1-① 研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学部長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。	1	● 遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、以下の2段階で順次認める。 ● 1-① 大学院生および卒業年次生に対する実験、宿泊をともなう調査などを開始することができる。	● 1-② 学部生に対し、担当教員の指示、感染防止に対する取り組みなどの計画・実施を前提に、宿泊を伴う調査などを開始することができる。 全ての大学院生・学部生に対し宿泊を伴う学内外の実験実習及び一般講義を「対面授業」または「遠隔授業との併用」で行なうことができる。	1	● 1-③ 大学で決定した感染防止策および授業実施の基本方針とガイドラインを徹底したうえで、「対面授業」を主に実施し、一部を「オンライン授業」とする。	1	● 1-② 遠隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職員による会議・会合（飲食不可）を行なうことができる。 ● 不特定多数の学外者が参加するあるいは大規模の会合は申請（主催者→学部長など）により認めることができる。 ● なお、既定の学内の感染防止策を実行することを前提に、教室等施設の学外への貸し出しを許可する。	1	● 十分な感染防止措置をとることを前提に、窓口業務を行う。					